

相談の受付件数

令和3年1～3月の受付件数は計217件。
(うち北海道1件、東北0件、関東96件、北陸0件、中部34件、近畿49件、中国17件、四国1件、九州19件、沖縄0件)

相談者の属性

相談者の属性は、全217件のうち、
建設業者(元請)58件、建設業者(下請)33件、発注者10件、不明28件、その他88件

主な相談内容その1

- 当方、個人事業主で現在建設業の許可はない。将来的に建設業の許可を取る際には社会保険の加入が条件となるのか。
 - ➔ ○令和2年10月以降は、適切な社会保険への加入が許可要件となっている。
 - 適切な社会保険に加入していない場合は建設業の許可は取れない。
 - 個人事業主であって従業員がいない場合には、加入すべき社会保険は、国民健康保険と国民年金となる。
- 建設業法第19条では、契約書を相互に交付することが規定されているが、双方が記名・押印した書面を1通作成し、コピーした書面を交付するという方法は認められるのか。
 - ➔ 記名・押印した書面を2通作成の上、双方が所持しておかなければならない。
- 下請工事の請負契約額が300万円であるのに対し、元請から700万円相当の材料の提供を受ける場合、当該下請け工事を請け負うにあたり建設業許可は必要か。
 - ➔ 軽微な工事を判断する際、注文者が材料を提供した場合、その材料費を含む。この場合、元請から提供を受ける材料費を考慮すると500万円を超えるため、建設業許可を取得している必要がある。
- 当社の下請業者に建設国保に加入している会社がある。これは適法な社会保険に加入していることになるか。
 - ➔ 当該下請業者が会社組織となっているのであれば、協会けんぽ等に参加していただくのが原則であるが、適用除外申請をしているのであれば建設国保の加入でも足りる。当該下請業者が個人事業主であれば建設国保は適法な社会保険となる。

【相談内容分類】		件数
建設業法全般	①技術者関係	31
	②建設業許可関係	20
社会保険全般	③その他建設業法関係	76
	④社会保険加入関係	31
	⑤法定福利費関係	27
	⑥その他社会保険関係	4
	⑦請負契約関係	47
	⑧その他	26

※各相談内容は、上記①～⑧の分類うち、複数の内容に該当するものもあるため、全相談件数と一致しない場合があります。

主な相談内容その2

- 以前問い合わせた際に、専任の監理技術者であっても常に現場にいないとよいと聞いた。働き方改革等を理由に技術者が現場を離れてよいのか再確認したい。
 - ➔ **専任とは、「他の工事に係る職務を兼務しないこと」「常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事すること」を意味する。**技術者の技術研鑽のための研修等参加、休暇の取得等の合理的な理由で監理技術者等が短期間現場を離れることについては、必要な資格を有する代替りの技術者を配置する、連絡を取りうる体制及び現場に戻りうる体制を確保するなど、適切な施工ができる体制を確保し、その体制について発注者、元請・上位下請の同意を得ていることを前提として差し支えないとされている。監理技術者制度運用マニュアルを確認されたい。
- 施工体制台帳の作成対象工事において、施行令（第14条の3第1項）で、作成建設業者は下請負人に対し、再下請を行った場合には再下請負通知が必要な旨を、書面により通知するとともに、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない、とされているが、書面による通知だけで十分ではないか、なぜ掲示まで必要なのか。地震や台風により倒壊したり飛んでいくリスクもある。
 - ➔ **規則上は、作成建設業者＝元請が1次下請に対して書面で再下請負通知が必要である旨を通知することになっているが、1次より下については通知する規定がない。その部分を掲示で周知している。**
- ①土地を所有しており、管理業者から元請に見積を依頼したところ、見積書の中に法定福利費という内訳があった。この社会保険の費用は最終的に誰がどこに支払うのか。
②法定福利費はどうやって算出されているのか。
③中には社会保険に加入していない者もいるのではないかと。誰がチェックするのか。
 - ➔ ① **工事に従事する元請から下請まですべての作業員の会社が保険事務所等に支払うこととなる。**
② 工事費に工事費当たりの割合を乗じて算出される。
③ 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインというものがあり、**社会保険に加入していない作業員は現場に入場することができないことになっており、元請が社会保険加入状況の確認を行うことになっている。**
- 元請として電気通信設備整備一式を請け負っているが、施工体系図作成で、下請をどこまで記載するか迷っている。電気通信設備を現地に据え付け、配線工事などを行って稼働状態までもっていくのは電気通信工事だと理解している。その後、主要な設備を製造したメーカーの技術者が現地にやってきて、稼働状態に問題ないか検査確認する作業は、電気通信工事に該当するのか？
 - ➔ **稼働状態に問題ないか検査確認するだけの行為は、電気通信工事に該当しない。**解説としては、「建設業法による建設工事の業種区分一覧表」に「建設工事の区分の考え方」が記載されており、「既に設置された電気通信設備の改修、修繕または補修は電気通信工事に該当する。保守（機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理）に関する役務の提供等は、電気通信工事に該当しない」とある。